

出雲崎町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

出雲崎町教育委員会

## 目 次

1. 計画の趣旨と現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 2
3. 計画の期間 . . . . . 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . . 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 6

## 1. 計画の趣旨と現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員一人一人が児童生徒とじっくり向き合う時間を確保し、心を通わせた教育活動を推進するために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもてるような職場環境を実現する。

### (2) 本町の現状

- ・ 本町では、「時間外勤務一月45時間以内、一年360時間以内」の達成に向けて、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- ・ こうした取り組みの結果、当町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28時間	13%	1%
中学校	月33時間	36%	0%

	年平均	年360時間を上回る割合	年720時間を上回る割合
小学校	年336時間	13%	0%
中学校	年400時間	50%	0%

- ・ 時間外在校等時間が、一月80時間を超える教育職員は、年間で1名であったが、45時間を上回る教育職員の割合は、小学校で13%、中学校で36%であった。また、一年720時間を超える教育職員はいなかったが、360時間を上回る教育職員の割合は、小学校で13%、中学校で50%であった。さらに、特定の教育職員が多くのもで長時間勤務している実態がある。
- ・ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 一月時間外在校等時間が45時間以下の割合を95%以上にする

	R 6	R 8	R 9	R 10
小学校	87%	90%	93%	95%
中学校	64%	76%	88%	95%

- 一年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を95%以上にする

	R 6	R 8	R 9	R 10
小学校	87%	90%	93%	95%
中学校	50%	65%	80%	95%

※令和11年度に45時間以下・一年間360時間以下100%を目指す

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- 年間の年次有給休暇の取得日数10日以上の教育職員を80%以上にする【72%】
- ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合を5%以下に維持する【3%】

	R 6	R 8	R 9	R 10
年次有給休暇	72%	75%	78%	80%
高ストレス者	3%	5%以下	5%以下	5%以下

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す

## 3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、当計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）
  - ・ スクールガードボランティアの協力を得て、登下校時の安全配慮を行う。
  - ・ 不審者情報や害獣出没情報等があった場合は、保護者連絡ツールを活用した教育委員会からの一斉配信を行い、注意喚起をする。
  
- ◆ 休日や夜間等における校外の見回りや緊急連絡への対応（「3分類」②関係）
  - ・ 休日や夜間等における見回り等は、保護者や各自治会に委ね、学校における自主的な見回りは原則として行わない。
  - ・ 休日や夜間等における緊急連絡先は町役場とし、内容に応じて教育委員会を通して該当学校の管理職に連絡する。
  
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・ 首長部局とも連携し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応する。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・ 校務支援システムの機能を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・ 学校事務共同実施を活用し、学校事務体制の強化及び効率化を図る。

- ◆ ICT機器やネットワーク設備の保守・管理（「3分類」⑧関係）
  - ・ ICT支援員を配置し、機器や設備の保守・管理の支援を行う。
  - ・ ソフトウェアの活用に関する助言を行う。
  
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
  - ・ 部活動の地域展開により、休日のすべての活動を地域クラブの活動に移行する。
  - ・ 平日の部活動については、活動内容や活動時間の縮減を行う。

## ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 授業準備及び学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・ 教員補助員を配置し、授業準備や採点作業等の補助を行う。
  - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
  
- ◆ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）
  - ・ 各学校行事において、装飾や演出等を簡素化し、準備や運営にかかる負担を軽減する。
  - ・ 各学校行事の内容を見直し、精選・重点化によって活動時間の縮減を図る。
  
- ◆ 支援が必要な児童生徒や家庭への対応（「3分類」⑲関係）
  - ・ 特別支援学級等に介助員を配置し、支援が必要な児童生徒への支援の補助を行う。
  - ・ 各学校にスクールカウンセラーや相談員の専門スタッフを配置し、児童生徒及び保護者の不安や悩みの相談に対応する。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直し、朝活動や放課後活動の時間設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 校務支援システムの活用により、事務処理等を効率化する。
- ・ 勤務時間外の電話については、目安とする時間帯内で対応する。

## (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 一月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して校長が面談を行い、必要に応じて医師等による面接指導を行う。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を推進する。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を取得できるよう、長期休業中の学校無人化の設定や会議や研修会の実施時期等、年間行事予定表を工夫する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、本町で実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、会場持ち回りの定例校長会議などを活用し、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。